

総合事業訪問型短期集中予防サービス事業 業務委託事業者募集説明会 資料

日時：平成30年5月18日（金）
場所：姫路市役所北別館 中会議室

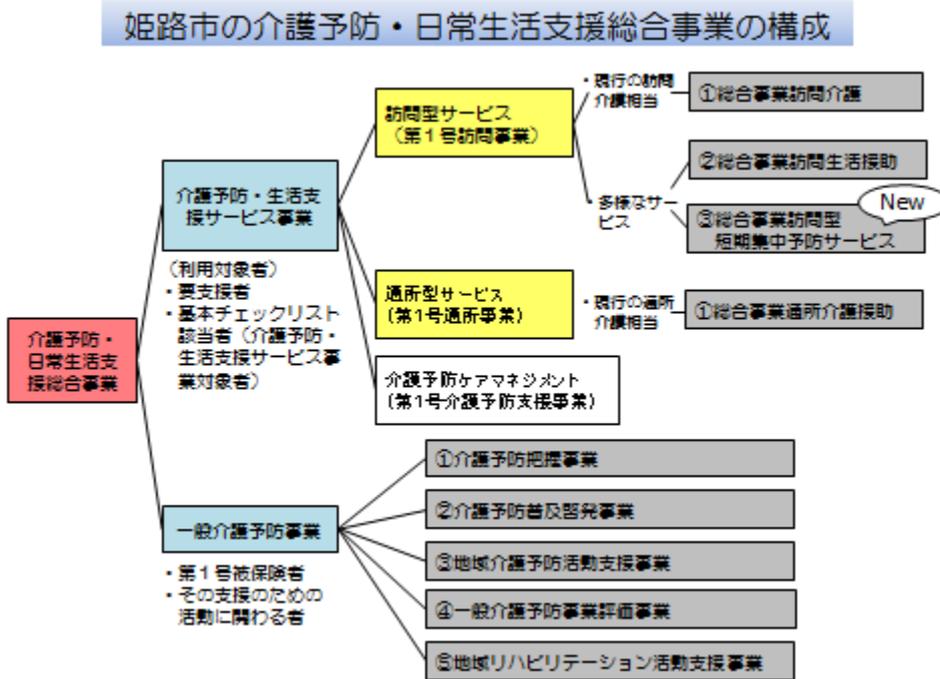
姫路市 地域包括支援課

（参照：http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/_33745/_44494.html）

総合事業訪問型短期集中予防サービスについて

1 事業の位置づけ

総合事業訪問型短期集中予防サービス（以下、「訪問型予防サービス事業」という。）は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービス（第1号訪問事業）の多様なサービスの1つに位置づけられます。



そのため、他の介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業と継続的・一体的に利用することが求められます。

高齢者の状態像に応じた介護予防の取組み



介護予防・日常生活支援総合事業		介護予防給付	介護給付
一般介護予防	介護予防・生活支援サービス事業		
いきいき百歳体操等	訪問型短期集中予防サービス	訪問看護通所リハ等	従来の給付
		訪問介護・通所介護(現行相当) 介護予防訪問生活援助	

2 訪問型予防サービスの目的

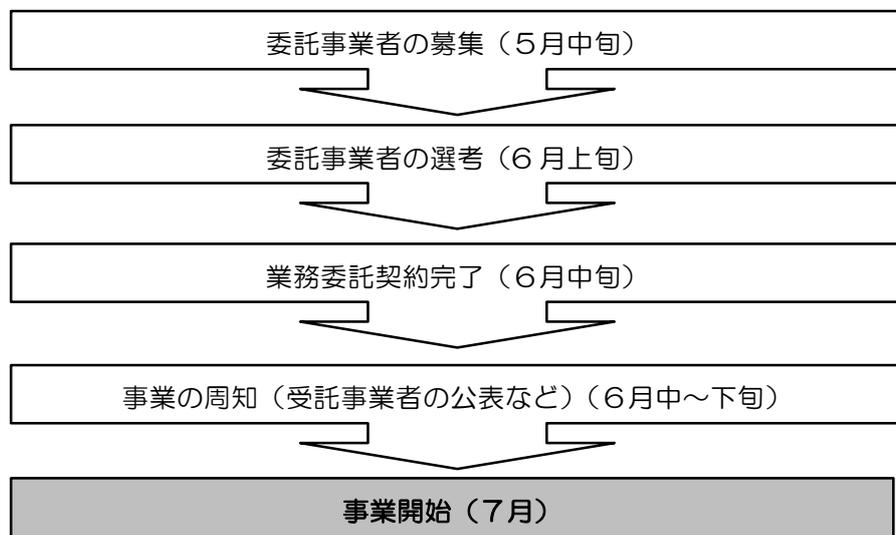
利用者が、医療・保健専門職から個別性に応じた助言・指導を短期間に集中的に受けることにより、日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護を要する状態になることを予防するとともに、利用者自らが介護予防の取り組みを継続するために積極的に地域での活動に参加し、自立した生活ができるようになることを目的としています。

そのため、事業終了後も利用者自身が継続的に取り組めるように利用者の意向をもとに計画的に実施する必要があります。

3 訪問型予防サービス開始までの流れ

訪問型予防サービスは、姫路市内の指定訪問リハビリテーション事業者、指定訪問看護事業所に姫路市が委託して実施します。

そのため、委託要件を示した上で受託希望事業者を募集し、姫路市と希望事業者の間で業務委託契約を結んだ後に事業実施となります。



4 訪問型予防サービスの概要

(1) 事業の実施者

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「医療・保健専門職」という。）が実施します。

(2) 対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、事業提供の必要性があると市長が認めた者。

- ① 姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月29日制定。）第4条第1項に規定する第一号事業の対象者（みなし2号はのぞく）
- ② 生活機能向上の明確な意思があり、訪問型予防サービス事業の利用終了後は自立した生活を送る意思が確認された者
- ③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるリハビリテーション（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する診療報酬の対象となるものに限る。）、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防訪問看護の提供を受けていない者
- ④ 介護予防ケアマネジメントにおいて訪問型予防サービスの利用が適切と評価された者

(3) 実施方法

- ① 医療・保健専門職は、利用者の居所その他、生活行為の改善を必要とする場所を訪問して実施する。
- ② 実施期間は概ね3か月以内とし、最終の実施は、開始日から9週目以後に実施する。

- ③ 実施回数は、7回を限度とする。また、1か月の実施回数は3回を限度とする。
- ④ 1回当たりの実施時間は、概ね1時間とする。

(4) 業務内容

① 開始時評価

利用者の意向及び介護予防ケアマネジメントを実現するために訪問型短期集中予防サービス事業評価表（様式1-1、様式1-2）と同様の評価を事業開始時に行う。

② 個別支援計画の作成

開始時評価に基づき日常生活に支障のある生活行為の改善等に向けた個別目標を設定し、訪問型短期集中予防サービス事業計画書・報告書（様式2）を作成する。

③ 関係者との連携

介護予防ケアマネジメントを担当する者（以下「介護支援専門員」という。）と協力し訪問型短期集中予防サービス計画の内容について、サービス担当者会議等を活用して介護予防サービス事業所等と共有し効果的な支援に努める。また、その内容を訪問型短期集中予防サービス事業担当者会議報告書（様式3）に記録する。

④ 支援

個別目標を達成するために必要な具体的な動作の工夫や環境調整等に関する助言及び指導を行う。

⑤ 終了時評価

個別目標の達成状況と訪問型予防サービス事業終了後の方針を決定するために、開始時と同様の評価を行い、利用者及び介護支援専門員に報告する。（様式2）

（業務のすすめ方のイメージ）

	1か月目		2か月目	3か月目
	1回目	2回目	支援 必要に応じて介護サービスへの同行指導も可能 (サービス担当者会議を通じた関係者との連携)	最終回
業務内容	意向確認 開始時評価	開始時評価 支援計画作成 利用者説明		

(5) 事業開始までの支援

① 開始前相談

利用者から事業利用の相談があった場合は、介護支援専門員と連携して事業の目的、内容、利用料等について説明し協議を行うこと。

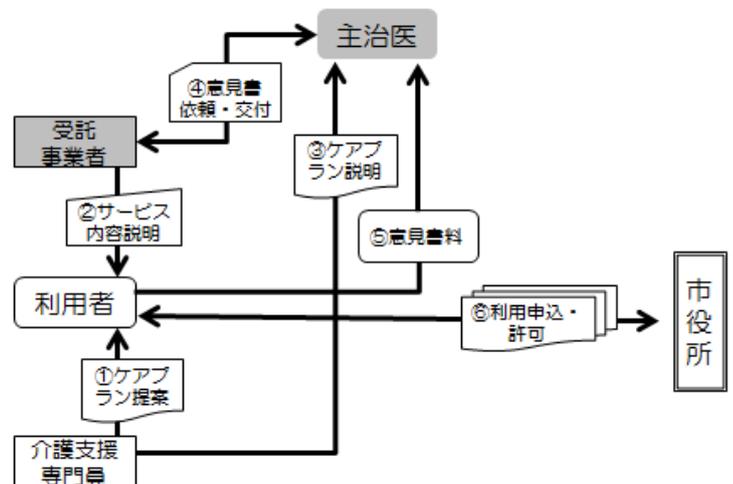
② 主治医との連携

利用者から事業利用に係る相談を受けた場合は、主治医に文書で指示を得ること。なお、主治医が作成する文書作成費用の自己負担分については、利用者の負担であることの同意を得て主治医と連携を行う。

③ 利用申込の支援

事業に関する説明、主治医の意見をもとに実施対象者の事業利用の意向が確認できた場合は、利用者の事業利用申込の支援を行う。

事業開始までの支援のフロー



※指示書等の請求は、通常の介護サービスと同様の手続き。

(6) 報告

- ① 利用者ごとに業務終了月の翌月10日までに様式1-1、様式1-2、様式2、様式3を市へ提出すること。
- ② 利用者が訪問型短期集中予防サービス事業の利用を中止した場合は、市長及び介護支援専門員にその旨を報告すること。

5 委託事業者の要件

- (1) 姫路市の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの目的を理解し、円滑な事業の運営と実施ができること。
- (2) 平成30年3月31日時点において、姫路市の指定訪問リハビリテーション事業所または指定訪問看護事業所の指定を受け、姫路市内において事業を展開する事業者であること。介護保険法第71条第1項及び第115条の11の法令によるみなし指定も含む。
- (3) 平成30年3月31日時点において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置があること。
- (4) 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有す者でないこと。

6 委託事業者が遵守すべき事項等

- (1) 管理者を置くこと。この場合において、訪問型予防サービス事業の運営及び管理に支障がないときは、当該管理者を他の職務及び同一敷地内の他事業所等の職務に従事させることができる。
- (2) 利用者に対する訪問型予防サービス事業の提供に係る次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
 - ① 訪問型短期集中予防サービス評価表（様式1-1、様式1-2）
 - ② 訪問型短期集中予防サービス計画書（様式2）
 - ③ 訪問型短期集中予防サービス担当者会議報告書（様式3）
- (3) 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。
- (4) 正当な理由がなく、その業務上知り得た事業利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。事業実施終了後においても同様とする。
- (5) 利用者に対する訪問型予防サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録その他必要な措置を講じること。また、当該事故が賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行うこと。
- (6) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに市長へ届け出ること。また、事業の廃止又は休止するときは、当該届出の前1月以内にサービスを受けていた利用者で、引き続きサービスを希望するものに対し、必要なサービスが継続的に提供できるよう関係者と連絡調整するなど便宜を図ること。
- (7) その他
その他の遵守すべき人員、設備、運用の基準等は、姫路市訪問型短期集中予防サービス事業実施要綱のとおりとする。姫路市訪問型短期集中予防サービス事業実施要綱に定めのない事項に関しては、指定訪問看護事業所または指定訪問リハビリテーション事業所の指定にかかる省令のとおりとする。

7 委託料

- (1) 委託料

①利用者の住所が、旧家島町、旧夢前町、旧安富町を除く姫路市内の場合は、利用者1人1回当たり9,240円とする。

②利用者の住所が、旧家島町、旧夢前町、旧安富町の場合は、利用者1人1回当たり9,702円とする。

(2) 請求方法

受託事業者は、利用者実績確認書（様式6）をもとに完了報告書（様式4、様式5）を作成し、事業実績のあった翌月の10日までに市長に報告し、完了確認後に市長へ請求書を提出すること。市長は、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

8 利用料金

利用者からは、利用料金等の金銭を徴収しないこと。

9 その他

(1) 情報公開

受託事業者の基本情報及び人員配置、事業実績等の情報を公開することを承諾すること。

(2) 連携

市及び担当の地域包括支援センター及び介護支援専門員との連携を密にすること。

(3) 従事者の資質の向上

市並びに兵庫県が主催する研修及び会議等に積極的に参加し、サービスの質の向上に努めること。